大網駅東土地区画整理事業の換地処分による町名地番変更に伴う住所変更等手続き

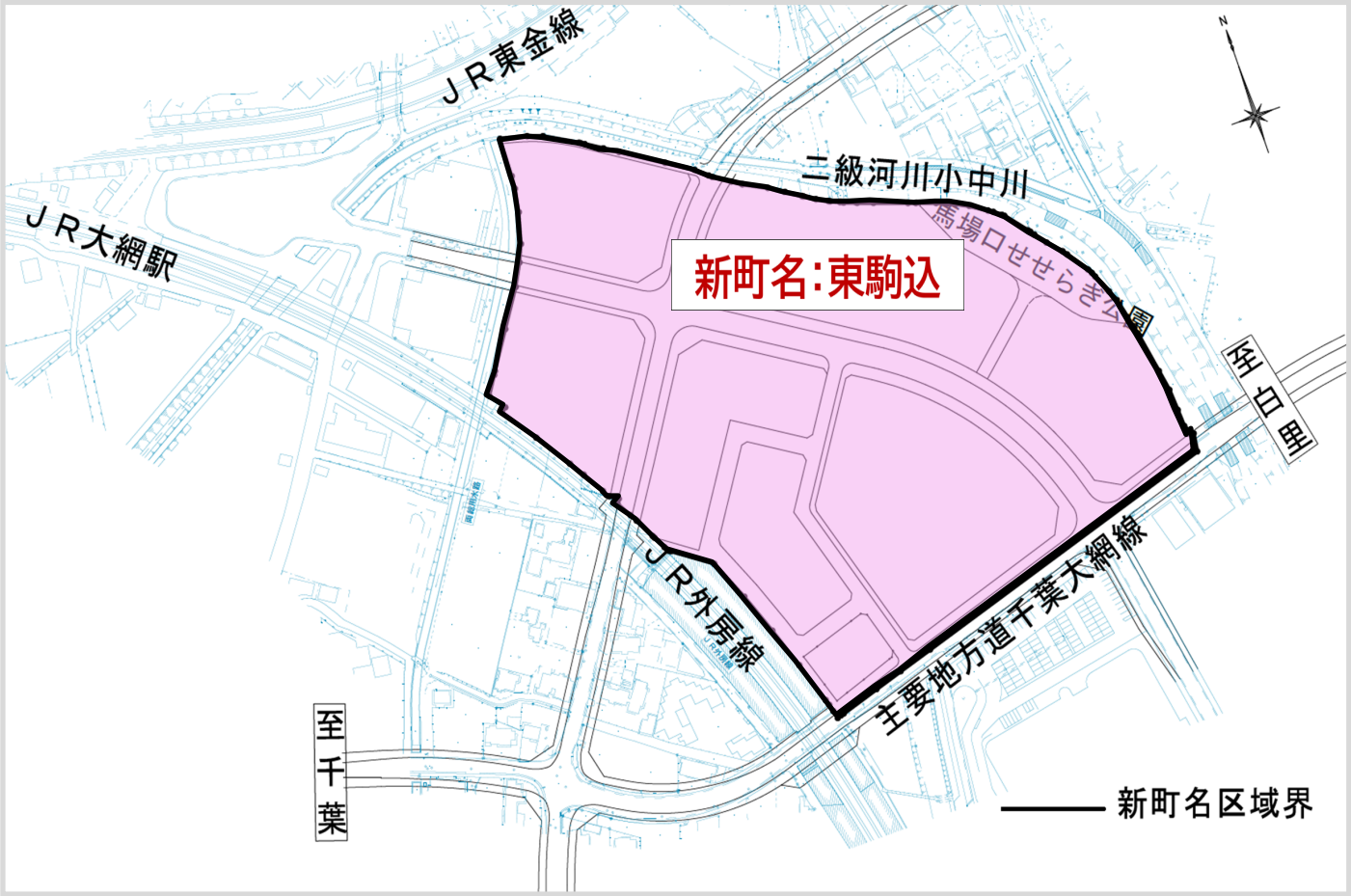

令和４年７月３０日（土）（予定）から

新町名：東駒込が誕生します。

はじめに

「大網駅東土地区画整理事業」の地区にて、町名・地番が変更されることになりました。今後は、住所・不動産の表示等が変わることになります。

これに伴う住所変更などの手続きにつきましては、事業区域内にお住まいの方や事務所等の所在がある事業者の皆様が、直接変更手続きをしていただくものと、市役所などの関係機関が住所の変更手続きを行うものがあります。

主な手続き一覧を以下のページによりご案内いたしますので、参考にしてください。

その他にも、勤務先等への届出、各種許認可・免許、金融機関、携帯電話など住所の届出を要するものがありますので、ご自身が契約を結ばれている各機関に直接ご確認のうえ、所定の手続きをお願いします。

何かとお手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、各種手続きは、町名地番変更日（令和４年７月３０日を予定）以降に行っていただきますようお願いします。

１　新しい住所等の表し方（Ｐ２）

２　郵便番号について（Ｐ２）

３　日本郵便（株）からの無料ハガキについて（町名地番変更のお知らせ）（Ｐ２）

４　皆様に住所変更の手続きをしていただく主なもの

◆住民登録関係（Ｐ３）　◆障がい福祉関係（Ｐ３）

◆その他福祉関係（Ｐ４）　◆年金関係（Ｐ４）

◆自動車関係（Ｐ５）　◆不動産（土地建物）・法人登記関係（Ｐ６）

◆保険・金融・その他関係（Ｐ７）

５　住所変更手続きが不要なもの

◆住民登録関係（Ｐ８）◆国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金関係（Ｐ８）

◆介護保険関係（Ｐ９）◆児童・障がい福祉関係（Ｐ９）◆税関係（Ｐ９）

◆その他（Ｐ１０）

６「新旧の住所を確認できる書類」について（Ｐ１１）

1　新しい住所等の表し方

新しい町名地番に変更されます。（令和４年７月３０日を予定。）

（１）（住所・本籍）の表示

変更前　千葉県　大網白里市　駒込□□番地□

変更後　千葉県　大網白里市　東駒込○○番地○

（２）不動産（土地・建物）の表示

①　土地

変更前　千葉県　大網白里市　駒込字才法地□□番□

変更後　千葉県　大網白里市　東駒込○○番○（小字がなくなります。）

②　建物の所在

変更前　千葉県　大網白里市　駒込字才法地□□番地□

変更後　千葉県　大網白里市　東駒込○○番地○（小字がなくなります。）

2　郵便番号について

町　　名	郵便番号
ひがしこまごめ **東　駒　込**	**２９９―３２３８**

※上記郵便番号は、町名地番変更日（令和４年７月３０日を予定）以降より使用可能となります。

3　日本郵便（株）からの無料ハガキについて（町名地番変更のお知らせ）

新しい住所や郵便番号をお知り合いやお取引先などにお知らせいただくため、日本郵便（株）から通信事務郵便として配達される無料の「町名地番変更のお知らせ」ハガキを１世帯、または１法人あたり最大５０枚まで市から配布いたします。

お知り合いやお取引先などにハガキの配達を希望される方は、ハガキに宛名、新住所等を記入のうえ、郵便差出箱（ポスト）または最寄りの郵便局へお出しください。

４　皆様に住所変更の手続きをしていただく主なもの（１／５）

町名地番変更等に伴う住所変更は、大網白里市役所等が行うものもありますが、皆様ご自身で変更手続きをしていただくものもあります。下記より該当する項目をご確認ください。

また、各種変更手続きにつきましては、町名地番変更日（令和４年７月３０日を予定）以降に行っていただきますようお願いいたします。

住民登録関係

項目	対象者	申請先・お問合せ先	手続期限	提示書類等
マイナンバーカード（プラスチック製：写真付）の住所変更	左記カード等をお持ちの方	大網白里市役所 市民課　市民班 0475-70-0340	変更日以降お早めに変更手続きを行ってください。	・マイナンバーカード ※暗証番号（数字４桁及び英数字６桁以上１６桁以下）が分かるようにしてきてください。
住民基本台帳カード（プラスチック製）の住所変更				・住民基本台帳カード ※暗証番号（数字４桁）が分かるようにしてきてください。
・在留カード ・特別永住者証明書				・在留カード ・特別永住者証明書

障がい福祉関係

項目	対象者	申請先・お問合せ先	手続期限	提示書類等
身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	大網白里市役所 社会福祉課 障がい福祉班 0475-70-0337	変更日以降お早めに変更手続きを行ってください。	・手帳 ・マイナンバーカード ・印鑑
療育手帳				
精神障害保健福祉手帳				

4　皆様に住所変更の手続きをしていただく主なもの（２／５）

その他福祉関係

項目	対象者	申請先･お問合せ先	手続期限	提示書類等
自立支援医療受給者証（精神通院医療）	左記受給者証をお持ちの方	大網白里市役所 社会福祉課 障がい福祉班 0475-70-0337	変更日以降お早めに変更手続きを行ってください。	･自立支援医療受給者証 ･マイナンバーカード ・印鑑
特別児童扶養手当証書	左記証書をお持ちの方			･特別児童扶養手当証書 ･マイナンバーカード ・印鑑

年金関係

下記の住所変更手続きについては参考となります。各申請先に事前に手続きの期限や提示書類等の確認を必ず行っていただきますようお願いします。

項目	申請先、お問合せ先	提示書類等
国民年金・厚生年金を受給されている方のうち、毎年、現況届を提出されている方の住所変更	日本年金機構 千葉年金事務所 043-242-6320	千葉年金事務所へお問合せください。
社会保険・厚生年金に加入している方及び国民年金第３号被保険者（被扶養配偶者）	勤務先の社会保険担当部署	勤務先の社会保険担当部署にお問合せください。
共済年金を受給されている方	各共済組合	各共済組合にお問合せください。

4　皆様に住所変更の手続きをしていただく主なもの（３／５）

下記の住所変更手続きについては参考となります。各申請先に事前に手続きの期限や提示書類等の確認を必ず行っていただきますようお願いします。

自動車関係

<table>
<tr><th>項目</th><th>申請先、お問合せ先</th><th>提示書類等</th></tr>
<tr><td>自動車運転免許証</td><td>・千葉運転免許センター
043-274-2000
・流山運転免許センター
04-7147-2000
・東金警察署交通課
0475-54-0110
※県内いずれの警察署又は幹部交番でも可能</td><td>・新旧の住所を確認できる書類（11ページ参照）
・運転免許証
※本籍の変更もある場合は、それを証明する書類が別途必要になりますので、下記までお問合せください。
大網白里市役所　市民課　戸籍班
0475-70-0341</td></tr>
<tr><td>自動車の所有者及び使用者の住所変更</td><td>関東運輸局千葉運輸支局
050-5540-2022</td><td>・新旧の住所を確認できる書類（11ページ参照）
・自動車検査証
・委任状が必要な場合（下記参照）
<table>
<tr><td>自動車検査証の使用者、所有者が<u>同一</u>のとき</td><td>・代理人申請の場合は委任状が必要</td></tr>
<tr><td>自動車検査証の使用者、所有者が<u>異なる</u>とき</td><td>・使用者が申請の場合は所有者の委任状が必要
・代理人申請の場合は使用者及び所有者の委任状が必要</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>軽自動車の所有者及び使用者の住所変更</td><td>軽自動車検査協会千葉事務所
050-3816-3114</td><td>・新旧の住所を確認できる書類（11ページ参照）
・自動車検査証</td></tr>
</table>

4　皆様に住所変更の手続きをしていただく主なもの（４／５）

下記の住所変更手続きについては参考となります。各申請先に事前に手続きの期限や提示書類等の確認を必ず行っていただきますようお願いします。

不動産（土地建物）登記関係

項目	申請先、お問合せ先	提示書類等
土地建物の登記簿（所有者の住所変更） **※表題部（土地建物の表示）は法務局で書き換えますので、手続きは不要です。**	千葉地方法務局東金出張所（手続案内係） 0475-52-2402	・新旧の住所を確認できる書類（11ページ参照） **※住民票は使用できません。** ・登記申請書 ・印鑑
		【注意事項】 ・登記申請の方法に関しては、左記までお問い合せください。 ・**換地処分の登記が完了するまで登記申請、土地・建物の登記事項証明書及び地図等の取得ができなくなります**のでご留意願います。（土地区画整理法第107条第3項）

法人登記関係

項目	申請先、お問合せ先	提示書類等	手続期限
会社・各種法人の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地変更登記	・本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局 ・支店（従たる事務所）が変更になる場合、その管轄法務局 千葉県内の場合は千葉地方法務局法人登記部門 043-302-1315	・新旧の住所を確認できる書類（11ページ参照） ・届出印鑑 ・登記申請書	本店：町名地番変更後の２週間以内 支店：町名地番変更後の３週間以内
代表者等の住所変更登記			

4　皆様に住所変更の手続きをしていただく主なもの（５／５）

下記の住所変更手続きについては参考となります。各申請先に事前に手続きの期限や提示書類等の確認を必ず行っていただきますようお願いします。

保険・金融・その他関係

項目	申請先、お問合せ先
社会保険に加入している方	勤務先の社会保険担当部署にお問合せください
金融機関、各種許認可免許、登録証等	各機関へお問合せください。
クレジットカード会社等	ご契約のクレジットカード会社等へお問合せください。
上水道使用者の住所変更	山武郡市広域水道企業団　業務課　料金班（0475-55-7853）にお問合せください。
その他	勤務先の会社、通学先の学校等への届出、携帯電話等の手続きなど住所登録しているものを確認し、各機関へお問合せください。

5　住所変更手続きが不要なもの（１／３）

住民登録関係

項目	お問合せ先	備考
住民票	大網白里市役所 市民課　市民班 0475-70-0340 市民課　戸籍班 0475-70-0341	土地区画整理事業に伴う土地の分割等で本籍地の筆が特定できない方の戸籍簿の本籍については、市民課から案内される手続きが必要となる場合があります。
戸籍簿の本籍欄		
印鑑登録		

国民健康保険・後期高齢者医療保険・年金関係

項目	お問合せ先	備考
国民健康保険被保険者証	大網白里市役所 市民課　国保班 0475-70-0334	新しい被保険者証を送付します。旧住所の被保険者証は新しい被保険者証が届くまで使用できます。
国民健康保険限度額適用認定証		交付を受けている方には新しい認定証を送付します。旧住所の認定証は新しい認定証が届くまで使用できます。
国民健康保険限度額適用･標準負担額減額認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		交付を受けている方には新しい受療証を送付します。旧住所の受療証は新しい受療証が届くまで使用できます。
後期高齢者医療被保険者証	大網白里市役所 市民課　高齢者医療年金班 0475-70-0336	新しい被保険者証を送付します。旧住所の被保険者証は新しい被保険者証が届くまで使用できます。
後期高齢者医療限度額適用認定証		交付を受けている方には新しい認定証を送付します。旧住所の認定証は新しい認定証が届くまで使用できます。
後期高齢者医療限度額適用･標準負担額減額認定証		
後期高齢者医療特定疾病療養受療証		交付を受けている方には新しい受療証を送付します。旧住所の受療証は新しい受療証が届くまで使用できます。
国民年金第１号被保険者の住所変更		

※マイナンバーカードによる保険証利用している方も手続きは不要です。

5　住所変更手続きが不要なもの（２／３）

介護保険関係

項目	お問合せ先
介護保険被保険者証	大網白里市役所 高齢者支援課　介護保険班 0475-70-0309
介護保険負担割合証	
介護保険負担限度額認定証	

児童・障がい福祉関係

項目	お問合せ先
子ども医療費助成受給券	大網白里市役所 子育て支援課　児童家庭班 0475-70-0331
児童扶養手当証書	
ひとり親家庭等医療費等助成受給券	
重度心身障害者医療費助成受給券	大網白里市役所 社会福祉課　障がい福祉班 0475-70-0337
障害福祉サービス受給者証	
障害児通所受給者証	
自立支援医療受給者証 （更正医療・育成医療）	

税関係

項目	お問合せ先
市県民税、軽自動車税、国民健康保険税の納税通知書	大網白里市役所 税務課　市民税班 0475-70-0321
固定資産税の納税通知書	大網白里市役所 税務課　資産税班 0475-70-0322
固定資産課税台帳における土地・家屋の所在表示の変更	
固定資産課税台帳における所有者住所の変更	

5　住所変更手続きが不要なもの（３／３）

その他

項目	お問合せ先
原動機付自転車（125cc以下）や小型特殊自動車の住所変更	大網白里市役所 税務課　市民税班 0475-70-0321
母子健康手帳・健康手帳	大網白里市役所 健康増進課　母子保健班 0475-72-8321
農地台帳	大網白里市 農業委員会事務局 0475-70-0393
犬の登録	大網白里市役所 地域づくり課　環境対策班 0475-70-0386
市営ガス使用者の住所	大網白里市役所 ガス事業課　業務班 0475-72-1131
下水道使用者の住所	大網白里市役所 下水道課　管理班 0475-70-6880
高齢者外出支援事業（パスカード）	大網白里市役所 企画政策課　政策推進班 0475-70-0315
旅券（パスポート）	千葉県旅券事務所 043-238-5711

6「新旧の住所を確認できる書類」について

住所変更手続きに必要な「新旧の住所を確認できる書類」とは次の①～④のいずれかになります。

①町名地番変更証明書

土地区画整理事業の整備が完了（換地処分公告）することに伴い、住所（町名、地番）が変更されますが、その際に送付される文書が「町名地番変更証明書」です。この証明書は、住所（町名、地番）の変更日時点において、変更地区内に住民登録されている皆様、あるいは事業施行者が実施した調査等により所在が確認できた会社・法人へ送付します。

この証明書は、住所（町名、地番）の変更を証明する書類として、下記②及び③の証明書と同様に、各種の住所変更手続きの際にご利用いただけますが、再発行はできないため、最初に送付した枚数で不足する場合や、紛失された時は、下記②又は③の証明書を申請してください。

②住所変更証明書

土地区画整理事業の実施に伴う住所（町名、地番）の変更を証明するものです。上記①の証明書と内容は同じですが、申請により証明するものとなっております。最初に送付した「町名地番変更証明書」では不足する場合などにご利用ください。

申請は、「大網白里市役所　**市民課**」の窓口で受付いたします。

必要書類は次のとおりです。（**手数料は無料です。**）

申請方法	必要書類等
市民課窓口	（１）必要事項を記入した申請書（申請書用紙は市民課窓口にあります。） （２）申請者（来庁される方）の身分証明書（運転免許証等） ※本人及び同一世帯以外の方が申請する場合、本人からの委任状が必要です。

③所在地変更証明書

土地区画整理事業の実施に伴う法人の所在地（町名、地番）の変更を証明するものです。申請は、「大網白里市役所　**税務課**」の窓口で受付いたします。（**手数料は無料です。**）

申請方法	必要書類等
税務課窓口	（１）必要事項を記入した申請書（申請書用紙は税務課窓口にあります。）

④住民票の写し（「住所の履歴」が記載されたものに限ります。）

大網白里市役所市民課・白里出張所の窓口で、交付請求ができます。（１通３００円）

※交付請求の際に、「区画整理により変更になった【住所の履歴】の記載が必要」であることを必ずお伝えください。

お問合せ先

大網白里市　都市整備課　区画整理班

〒299-3292　大網白里市大網115番地２

TEL0475-70-1510